

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○共同漁業及び区画漁業の免許 (漁業管理課)	1
高知海区漁業調整委員会指示	
○第三種共同漁業の保護区域及び免許区域についての指示	4
○定置漁業の保護区域及び免許区域についての指示	4

告 示

高知県告示第579号

漁業法（昭和24年法律第267号）第73条第1項の規定により、次のとおり共同漁業及び区画漁業を令和5年9月1日に免許した。

令和5年9月1日

高知県知事 濱田 省司

◎共同漁業権（第一種）（3件）

内水面漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	免許の内容	条件	漁業権の存続期間
内共第101号	須崎市西町一丁目14番2号 新荘川漁業協同組合 代表理事 乾 亨	令和5年5月高知県告示第312号のとおり	なし	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

内共第102号	四万十市鍋島1044番地1 四万十川下流漁業協同組合 代表理事 沖 辰巳 四万十市中村四万十町25番地 四万十川中央漁業協同組合 代表理事 大木 正行	〃	〃	〃
内共第103号	四万十市中村四万十町25番地 四万十川中央漁業協同組合 代表理事 大木 正行 四万十市鍋島1044番地1 四万十川下流漁業協同組合 代表理事 沖 辰巳	〃	〃	〃

◎共同漁業権（第五種）（17件）

内水面漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	免許の内容	条件	漁業権の存続期間
内共第501号	安芸郡東洋町野根丙1428番地1 野根川漁業協同組合 代表理事 御処野 誠	令和5年5月高知県告示第312号の	火光その他の照明を利用する網（網口の周囲が1メートル以下のすくい網を除く。以下同じ。）、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、ま	令和5年9月1日から令和15年8月

		とおり	き刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。	31日まで
内共第502号	室戸市吉良川町乙1937番地 吉良川淡水漁業協同組合 代表理事 田原 達彦	〃	〃	〃
内共第503号	室戸市羽根町甲1560番地 羽根川淡水漁業協同組合 代表理事 高崎 定直	〃	〃	〃
内共第504号	安芸郡奈半利町ナカズ後乙1419番地10 奈半利川淡水漁業協同組合 代表理事 林田 千秋	〃	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあっては、う飼漁法による採捕は3件以内、火光その他の照明を利用する網による採捕は24件以内、建網による採捕は38件以内、瀬張網による採捕は4件以内の範囲で行うことができる。	〃
内共第505号	安芸郡馬路村大字魚梁瀬10番地8	〃	火光その他の照明を利用する網、ま	〃

			件以内、瀬張網による採捕は14件以内、まき網による採捕は3件以内（高岡郡越知町野老山発電用えん堤から下流を操業区域とするものとする。）の範囲で行うことができる。	
内共第514号	須崎市西町一丁目14番2号 新荘川漁業協同組合 代表理事 乾 亨	〃	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。	〃
内共第515号	高岡郡四万十町榊山町7番14号 四万十川上流淡水漁業協同組合 代表理事 山 脇 陳男	〃	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあっては、火光その他の照明を利用する建網による採捕は58件以内、瀬張網による採捕は10件以内の範囲で行うことができる。	〃
内共第516号	四万十市不破字申田山1778番地2 四万十川漁業協同組合連合会	〃	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建	〃

	代表理事 金谷 光人		網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあっては火光その他の照明を利用する建網による採捕は435件以内、地びき網による採捕は6件以内、まき刺網による採捕は3件以内、しめなわ漁法による採捕は45件以内の範囲で、こい漁業にあっては建網による採捕は50件以内、まき刺網による採捕は10件以内の範囲で行うことができる。	
内共第517号	宿毛市橋上町橋上字ヲカハタケ1038番地1 松田川漁業協同組合 代表理事 寺田 洋一	〃	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあっては火光その他の照明を利用する建網による採捕は42件以内の範囲で、こい漁業にあっては建網による採捕は3件以内の範囲で行うことができる。	〃

◎区画漁業権（第一種 藻類）（6件）

内水面漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	免許の内容	条件	漁業権の存続期間
内区第101号	四万十市鍋島1044番地1 四万十川下流漁業協同組合 代表理事 沖 辰巳	令和5年5月高知県告示第312号のとおり	なし	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
内区第102号	〃	〃	〃	〃
内区第103号	〃	〃	〃	〃
内区第104号	〃	〃	令和5年5月高知県告示第312号で定める区域においては、船舶の航行を妨げてはならない。	〃
内区第105号	〃	〃	なし	〃
内区第106号	〃	〃	〃	〃

**海 区 漁 業 調 整
 委 員 会 指 示**

高知海区漁業調整委員会指示第99号

高知海区内における第三種共同漁業（ぶり飼付漁業）について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、令和5年9月1日に次のとおり指示した。

令和5年9月1日

高知海区漁業調整委員会会長 木下 清

1 指示の内容

次の表の左欄に掲げる免許漁業に係る同表の右欄に掲げる保護区域内及び当該免許漁業に係る免許区域内においては、当該免許漁業に著しく支障を及ぼす漁業を営み、又は当該免許漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。ただし、漁業権又は入漁権による場合は、この限りでない。

免許漁業			保護区域
漁業権免許番号	漁場の位置	漁業の種類	
共第3, 113号	土佐清水市足摺岬白山沖	ぶり飼付漁業	次の点アを中心とする半径800メートルの円周によって囲まれた区域。ただし、当該免許漁業の漁場の区域を除く。 点ア 基点甲から磁針方位83度0分の線と基点乙から磁針方位130度0分の線との交点 基点甲 土佐清水市足摺岬足摺岬灯台 基点乙 土佐清水市足摺岬白濤

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和5年9月1日から令和15年8月31日までとする。

高知海区漁業調整委員会指示第100号

高知海区内における定置漁業の保護区域及び免許区域について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、令和5年9月1日に次のとおり指示した。

て、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、令和5年9月1日に次のとおり指示した。

令和5年9月1日

高知海区漁業調整委員会会長 木下 清

1 制限

2の保護区域内及び当該免許漁業に係る免許区域内では、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 当該免許漁業に著しく支障を及ぼす漁業を営み、又は当該免許漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為（漁業権又は入漁権による行為を除く。）

(2) かき網、身網、ロープ、浮き玉その他の定置漁業を営むために敷設している漁具を利用して船を固定する等の漁具に接触する行為

2 保護区域

別表の左欄に掲げる免許漁業の漁場について、次に掲げる基準により示された同表の右欄に掲げる保護区域とする。

(1) 基準線 免許区域の沖側の区域線の中央及び丘側の区域線の中央を通過する直線をいう。

(2) 基準点

ア 丘の基準点 免許区域の丘側の区域線の中央の点をいう。

イ 身網の基準点 基準線と身網の沖側との交点をいう。

ウ 沖の基準点 基準線上で、身網の基準点から別表の右欄に掲げる沖合の距離の点をいう。

(3) 前面及び後面 基準線に直角をなす直線の方向をいい、端口がある方を前面とし、両口の場合は、端口の広い方向を前面とする。また、基準線を挟み、前面の反対方向を後面とする。

(4) 沖合 身網の基準点から沖の基準点までをいう。

(5) 区域 沖の基準点及び丘の基準点からそれぞれ別表の右欄に掲げる前面及び後面の距離で示す4点を順次に直線で結んだ線で囲まれる区域をいう。ただし、最大高潮時の海岸線から陸側の区域を除く。

3 指示の効力

この指示の効力は、定置網の身網の敷設時から身網の撤去時までとする。

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までとする。

別表

免許漁業			保護区域		
漁場の位置	漁業権免許番号	漁業の種類	前面	後面	沖合

安芸郡東洋町野根水尻沖（水尻1号）	定第1,002号	ぶりあじその他定置漁業	1,300メートル（ただし、水深27メートル以浅の海域及び共同漁業権の漁場の区域を除く。）	520メートル（ただし、水深27メートル以浅の海域及び共同漁業権の漁場の区域を除く。）	550メートル
安芸郡東洋町野根水尻沖（水尻2号）	定第1,003号	〃	1,100メートル（ただし、水深27メートル以浅の海域及び共同漁業権の漁場の区域を除く。）	720メートル（ただし、水深27メートル以浅の海域及び共同漁業権の漁場の区域を除く。）	〃
室戸市佐喜浜町黒濤沖	定第1,004号	〃	910メートル	910メートル	〃
室戸市佐喜浜町佐喜浜港沖（源太濤）	定第1,005号	〃	〃	〃	〃
室戸市室戸岬町椎名若松谷沖（椎名	定第1,006号	〃	1,520メートル（ただし、	300メートル	〃

2号)			佐喜浜地先海域に及ぶ海域を除く。)		
室戸市室戸岬町椎名小糸の鼻沖(椎名3号)	定第1,007号	〃	1,820メートル(ただし、佐喜浜地先海域に及ぶ海域を除く。)	/	〃
室戸市室戸岬町椎名夫婦簀沖(椎名1号)	定第1,008号	〃	1,500メートル	320メートル	〃
室戸市室戸岬町三津竹ヶ鼻沖(三津2号)	定第1,009号	〃	1,820メートル	/	〃
室戸市室戸岬町三津長簀沖(三津1号)	定第1,010号	〃	〃	/	〃
室戸市室戸岬町高岡赤簀沖(高岡1号)	定第1,011号	〃	〃	/	〃
室戸市室戸岬町高岡黒見沖	定第1,012号	〃	1,320メートル	500メートル	〃

(高岡2号)					
安芸郡奈半利町六本松沖	定第1,014号	〃	500メートル	〃	500メートル
安芸郡田野町三ツ石沖	定第1,015号	〃	〃	〃	〃
須崎市下甲崎西沖	定第1,017号	〃	310メートル	480メートル	320メートル
須崎市大谷九石沖	定第1,018号	〃	1,000メートル	500メートル	500メートル
須崎市大谷のぞきの鼻沖(双子1号)	定第1,019号	〃	1,820メートル	/	〃
高岡郡四万十町興津横波幸次掛簀沖	定第1,020号	〃	〃	/	550メートル
幡多郡黒潮町鈴沖	定第1,021号	〃	1,400メートル	420メートル	〃
幡多郡黒潮町灘沖	定第1,022号	〃	920メートル	900メートル	〃
幡多郡黒潮町灘元簀沖	定第1,023号	〃	820メートル(ただし、機船船びき網漁業の操業を除く。)	1,000メートル(ただし、機船船びき網漁業の操業を除く。)	550メートル(ただし、機船船びき網漁業の操業を除く。)

土佐清水市以布利朴の川鼻沖	定第1,024号	〃	1,820メートル	/	550メートル
土佐清水市以布利三ツ簀沖	定第1,025号	〃	1,520メートル	300メートル	〃
土佐清水市窪津港前沖	定第1,026号	〃	610メートル(ただし、以布利地先海域に及ぶ海域を除く。)	520メートル	〃
土佐清水市窪津・津呂界松尾谷沖(吉ノ前)	定第1,027号	〃	1,820メートル	/	〃
土佐清水市足摺岬椎ヶ簀沖(足摺岬椎ヶ簀沖)	定第1,028号	〃	1,200メートル	500メートル	〃
土佐清水市貝の川沖	定第1,029号	〃	1,300メートル	520メートル	〃
幡多郡大月町古満目崎沖	定第1,030号	〃	910メートル(ただし、月灘地先海域に及ぶ海	400メートル	〃

			域を除く。)		
幡多郡大月町一切浅落沖	定第1,031号	〃	1,820メートル	〃	〃
幡多郡大月町一切勤崎南沖	定第1,032号	〃	220メートル	150メートル	140メートル
幡多郡大月町安満地松島前	定第1,033号	〃	270メートル	210メートル	〃